

ご存じですか？

自転車保険について

大阪府は、自転車の安全利用を促進するために自転車条例を定めています。平成28年7月1日から、大阪府自転車条例によって自転車保険への加入が義務化されました。このページでは、自転車保険について説明します。

1.自転車保険とは？

自転車保険とは、自転車事故によって生じた他人の生命または身体の損害を補償することができる保険または共済のことです。自転車事故への備えと被害者の救済のために、自転車利用者(未成年の場合は保護者)は自転車保険に加入しなければなりません。

(参考：大阪府自転車条例第12条)

2.自転車保険に加入しているか確認しましょう

自転車保険には家族で加入するものや自動車保険に付帯するものなど、様々な種類があります。自分がどの自転車保険に加入しているか確認しましょう。保険への加入の有無は保険加入チェックシートで確認できます。

(参考：大阪府自転車条例ルールブック)

A3棟1階にて、大阪府自転車ルールブックが配布されています。また、大阪府のウェブサイトにて、自転車保険についての詳しい情報や、保険加入チェックシートが掲載されています。ぜひご覧ください。

大阪府自転車条例

URL: <http://www.pref.osaka.lg.jp/dorokankyo/osakajitensha/>



自転車を持っている人は
必ず加入しましょう！